

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学情報公開規程（16 経教 規程第73号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正案																				
<p>国立大学法人東京農工大学情報公開規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第73号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>（電磁的記録の開示の実施の方法）</p> <p>第6条 法15条第1項の規定に基づく電磁的記録の開示の実施の方法については、別表中欄の開示の実施の方法の欄によるものとする。</p> <p>第7条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="181 975 1014 1441"> <thead> <tr> <th>法人文書の種類</th> <th>開示の実施の方法</th> <th>開示実施手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)</td> <td>イ 閲覧</td> <td>100枚までごとにつき100円</td> </tr> <tr> <td>ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧</td> <td>1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>ハ 複写機により複写したものの交付</td> <td>用紙一枚につき20円(A2判については60円、A1判については110円)</td> </tr> </tbody> </table>	法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額	1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙一枚につき20円(A2判については60円、A1判については110円)	<p>第1条～第5条 省略（現行どおり）</p> <p>（開示の実施の方法）</p> <p>第6条 施行令第4条第2項に基づく文書又は図画及び法15条第1項の規定に基づく電磁的記録の開示の実施の方法については、別表中欄の開示の実施の方法の欄によるものとする。</p> <p>第7条～第12条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1180 975 1973 1469"> <thead> <tr> <th>法人文書の種類</th> <th>開示の実施の方法</th> <th>開示実施手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)</td> <td>イ 閲覧</td> <td>100枚までごとにつき100円</td> </tr> <tr> <td>ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧</td> <td>1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）</td> <td>用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)</td> </tr> </tbody> </table>	法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額	1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額																			
1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円																			
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額																			
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙一枚につき20円(A2判については60円、A1判については110円)																			
法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額																			
1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円																			
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額																			
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)																			

					<u>ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</u> 用紙1枚につき20円	
	<u>ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u>	1枚につき <u>130円</u> (縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、 <u>530円</u>)に12枚までごとに <u>750円</u> を加えた額			<u>ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u> 1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、 <u>520円</u>)に12枚までごとに <u>760円</u> を加えた額	
					<u>ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</u> 1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	
					<u>ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</u> 1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	
					<u>チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに</u>	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

						限る。)に複写したものの交付	
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円		2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円	
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき <u>300円</u>			ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき <u>290円</u>	
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき <u>70円</u> (A3判については <u>130円</u> 、A2判については <u>250円</u> 、A1判については <u>510円</u>)			ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき <u>80円</u> (A3判については <u>140円</u> 、A2判については <u>370円</u> 、A1判については <u>690円</u>)	
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円		3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円	
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、 <u>440円</u>)			ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、 <u>430円</u>)	
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき <u>400円</u>		4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき <u>390円</u>	
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき <u>120円</u> (縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、 <u>1,500円</u>)			ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき <u>100円</u> (縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、 <u>1,300円</u>)	
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき <u>300円</u>		5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき <u>290円</u>	
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき <u>600円</u>			ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき <u>430円</u>	
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき <u>300円</u>		6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき <u>290円</u>	
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき <u>700円</u>			ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき <u>580円</u>	

7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円	7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5 メガバイトまでごとにつき 550 円		ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 410 円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円		ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 80 円に 0.5 メガバイトまでごとに 220 円を加えた額		ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ホ 光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 220 円に 0.5 メガバイトまでごとに 220 円を加えた額		ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
				ヘ 光ディスク(日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

					ト 光ディスク(日本工業企画 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	△ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 4,000 円に 1 メガバイトまでごとに 220 円を加えた額			チ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ト 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,900 円(日本工業規格 X 6135 に適合するものについては 2,800 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 7,200 円、9,800 円又は 16,800 円)に 1 メガバイトまでごとに 220 円加えた額			リ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 800 円(日本工業規格 X 6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円)に 1 ファイルごとに 210 円加えた額
	チ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,250 円(日本工業規格 X 6135 に適合するものについては 2,450 円、国際規格 15757 に適合するものについては 13,400 円)に 1 メガバイトまでごとに 220 円加えた額			又 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円(日本工業規格 X 6142 に適合するものについては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円)に 1 ファイルごとに 210 円加えた額
	リ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 980 円(日本工業規格 X 6129、X 6130 又は X 6137 に適合するものについてはそれぞれ 2,000 円 4,150 円又は 6,000 円)に 1 メガバイトまでごとに 220 円を加えた額			ル 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円(日本工業規格 X 6129、X 6130 又は X 6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 400 円		8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円

	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	3,300 円 (16 ミリメートル映画フィルムについては、 <u>12,300 円</u> 35 ミリメートル映画フィルムについては <u>14,000 円</u>) に記録時間 10 分までごとに <u>1,550 円</u> (16 ミリメートル映画フィルムについては <u>3,650 円</u> 、35 ミリメートル映画フィルムについては、 <u>4,450 円</u>) を加えた額			ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円(16 ミリメートル映画フィルムについては、 <u>13,000 円</u> 35 ミリメートル映画フィルムについては <u>10,100 円</u>) に記録時間 10 分までごとに <u>2,750 円</u> (16 ミリメートル映画フィルムについては <u>3,200 円</u> 、35 ミリメートル映画フィルムについては、 <u>2,650 円</u>) を加えた額
9 スライド及び録音テープ(第9条第5項に規定する場合におけるものに限る)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき <u>700 円</u>		9 スライド及び録音テープ(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき <u>680 円</u>
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円(スライド 20 枚を超える場合にあつては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)			ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円(スライド 20 枚を超える場合にあつては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)
備考 1の項ハ、2の項ハ又は7の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。			備考 1の項ハ若しくは二、2の項ハ又は7の項ハ若しくは三の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。			

附 則(18 規程第17号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。